

議案第12号

豊橋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則について

平成30年3月29日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山西 正 泰

豊橋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第4号

豊橋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市野外教育センター条例施行規則（昭和45年豊橋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用承認申請の<u>手続</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の使用承認申請は、市立学校が使用する場合にあっては学校長、<u>その他の団体</u>が使用する場合にあってはその属する団体の代表者<u>又は責任者</u>をもってしなければならない。</p> <p>(使用料減免の申請<u>手続</u>)</p> <p>第6条 条例第6条<u>ただし書</u>の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用の取消し<u>手続</u>)</p> <p>第7条 使用者は、使用の<u>取消し</u>を受けようとするときは、使用取消願（様式第4号）に使用承認書を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用承認申請の<u>手続き</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の使用承認申請は、市立学校が使用する場合にあっては、<u>学校長、一般の青少年</u>が使用する場合にあっては、<u>その属する団体の代表者</u>をもってしなければならない。</p> <p>(使用料減免の申請<u>手続き</u>)</p> <p>第6条 条例第6条<u>ただし書き</u>の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>(使用の取消し<u>手続き</u>)</p> <p>第7条 使用者は、使用の<u>取り消し</u>を受けようとするときは、使用取消願（様式第4号）に使用承認書を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p>

様式第2号その2を削り、様式第2号その1を次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

豊橋市野外教育センター使用承認書							
承認番号 第 号		年 月 日					
		様					
		豊橋市教育委員会 ㊤					
次のとおり使用を承認します。							
使用承認申請の区分	使用期間	年 月 日 時 分 から		年 月 日 時 分 まで			
	団体名						
	所在地						
	連絡先	電話番号		担当者氏名			
	使用者数	小人 人	大人 人	合計 人			
	使用目的	1. 宿泊訓練 2. 野外活動 3. 青少年の健全育成 4. その他（ ）					
使用料の区分	使用施設・物品・単位		単 価	実 施 欄		金 額	
	宿 泊 室	小 人	1人	円	人	泊	円
		大 人	1人	円	人	泊	円
	キャンプ場	小 人	1人	円	人	泊	円
		大 人	1人	円	人	泊	円
	物 品	テント	1張	円	張	泊	円
		毛 布	1枚	円	枚	泊	円
炊事用具		1組	円	組	泊	円	
実費額の区分	シーツ	1枚	円	枚		円	
	炊事用薪	1束	円	束		円	
承認の条件	1. 使用目的以外に使用したとき、使用の条件に違反したとき、その他管理上特に必要があるときは、使用を制限することがあります。						
備 考	1. 入所時に、本書を職員に提示し確認を受けてください。						

※使用の取り消しを受けるときは、使用取消願（様式第4号）に添えて提出してください。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 6 条関係）

<p>豊橋市野外教育センター使用料減免申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>豊橋市長 様</p> <p>申請者</p> <p>団 体 名</p> <p>代表者住所</p> <p>氏名</p> <p>電話</p> <p>次の事由のため、使用料を（ 減額 ・ 免除 ）してください。</p>	
使用目的	
減免を受けようとする事由及びその額	
使用日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
使用区分	
使用人員	人（小人 人、大人 人）
備考	

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。